

出納事務局における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	会計課	領収済通知書 等収納データ 作成業務	令和7年 4月1日	4,818,000	(株)沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁 目10番1号	第167条の2 第1項第2号	領収済収納金の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から指定金融機関及び指定代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に委託することが最適である。 また、本業務において作成する収納データは、各収納代理金融機関窓口において納付された歳入に係る領収済通知書から作成する以外に、指定金融機関等にある会計管理者口座へ直接振り込まれる歳入(国庫支出金や地方交付税など)についても作成する必要があるため、会計管理者口座を管理している指定金融機関等と契約する必要がある。	特命随意 契約
2	会計課	領収済通知書 等収納データ 作成業務	令和7年 4月1日	4,818,000	(株)琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁 目11番1号	第167条の2 第1項第2号	領収済収納金の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から指定金融機関及び指定代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に委託することが最適である。 また、本業務において作成する収納データは、各収納代理金融機関窓口において納付された歳入に係る領収済通知書から作成する以外に、指定金融機関等にある会計管理者口座へ直接振り込まれる歳入(国庫支出金や地方交付税など)についても作成する必要があるため、会計管理者口座を管理している指定金融機関等と契約する必要がある。	特命随意 契約
3	物品管理課	沖縄県管理車両配車システムサーバー入れ替えに伴う 検証・設定作業 委託業務	令和7年 4月1日	1,241,680	(株)オーシーシー	沖縄県浦添市沢岨2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、既存のサーバーの老朽化等に伴い新しいサーバーへ入れ替えることから、旧サーバーから新サーバーへのデータ移行、OSやデータベースソフトの動作検証や改修等を実施するものである。事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、現行システムを開発し、システムの状況に最も精通している株式会社オーシーシーを契約の相手方とした。	特命随意 契約

出納事務局における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	会計課	沖縄県証紙の印刷	令和7年 5月22日	7,251,144	(独)国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目2番3号	第167条の2 第1項第2号	独立行政法人国立印刷局は高度な偽造防止が求められる印刷(紙幣、印紙、切手、パスポート等の印刷)を行うために設立された全国唯一の印刷所であり、また、沖縄県証紙の製造印刷の原版等の権利を所有しているため。	特命随意契約
5	会計課	沖縄県財務会計システム 2025地方税共通納税システム 公金収納に係る業務	令和7年 5月23日	65,227,360	富士通Japan株式会社	沖縄県那覇市久茂地1-12-12	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	相手方選定理由は下記のとおり (1) 本システムパッケージの仕様変更には、蓄積された設計上の業務知識が必要であり、国が推進するeLTAXによる公金収納について令和8年度からの稼働が可能となるよう、令和7年度内にeLTAXとの接続、稼働試験の実施等のため、迅速な対応が必要であること。 (2)本システムは、公金を扱う業務を担うことから、障害の発生時に県の受ける損害は計り知れないものがあるため、円滑、安全に運用できること。 (3)財務会計システム2025は令和7年度から運用を開始したシステムであり、同一の者に改修を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあること (4)財務会計システムであるIPknowledgeは、富士通Japan株式会社のパッケージ商品であり、当該パッケージのカスタマイズ契約を履行できるものが同社に特定されるため。	特命随意契約

出納事務局における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	会計課	沖縄県財務会計システム 2025電子申請システム 公金収納に係る業務 (電子申請システムを利用した 公金収納の一括調定運用に係る業務)	令和7年 5月23日	9,221,300	富士通Japan株式会社	沖縄県那覇市久茂地1-12-12	地方自治法 施行令第167条の2	相手方選定理由は下記のとおり (1)財務会計システムパッケージの仕様変更には、蓄積された設計上の業務知識が必要であり、令和7年度中に電子申請システムを利用した公金収納を導入予定のため、迅速な対応が必要であること。 (2)本システムは、公金を扱う業務を担うことから、障害の発生時に県の受ける損害は計り知れないものがあるため、円滑、安全に運用できること。 (3)財務会計システム2025は令和7年度から運用を開始したシステムであり、同一の者に改修を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあること (4)財務会計システムであるIPknowledgeは、富士通Japan株式会社のパッケージ商品であり、当該パッケージのカスタマイズ契約を履行できるものが同社に特定されるため。	特命随意契約